

VOC対策アドバイス制度について

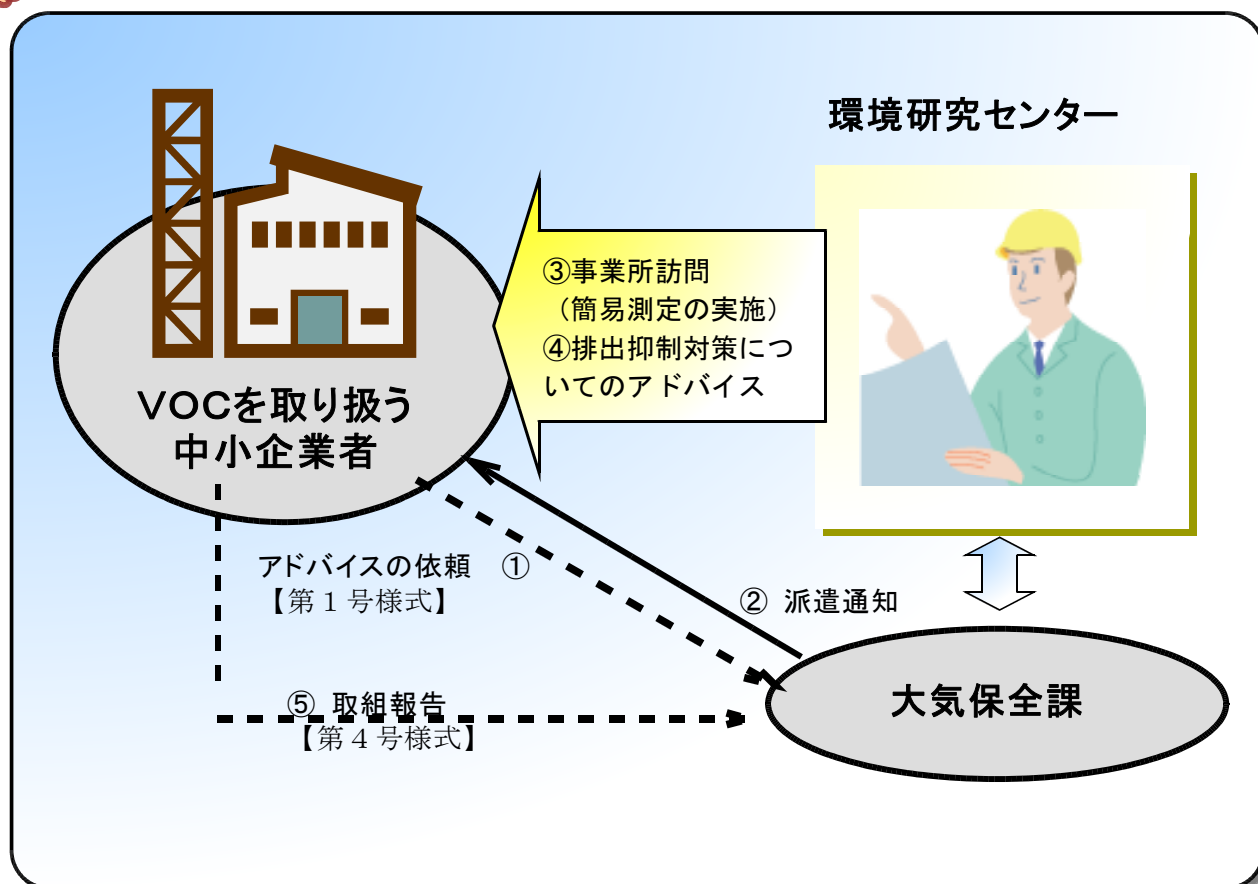
千葉県環境生活部大気保全課
千葉県環境研究センター

👉 VOC対策アドバイス制度とは？

中小企業者が行うVOC排出抑制の取組についてアドバイスをを行います。

- VOCを取り扱う事業所を訪問し、無料でアドバイスします。
- ハンディVOC計による簡易測定を実施し、測定結果をその場でお知らせします。
- VOC使用実態に応じた効果的な対策について、主に技術的観点から助言します。

👉 VOC対策アドバイス制度の流れ



👉 VOCとは？

揮発性有機化合物 (Volatile Organic Compounds)をいい、光化学スモッグの発生や浮遊粒子状物質の生成の原因物質の一つといわれています。

揮発しやすい有機化合物の総称で単体物質では、トルエン、キシレン、酢酸エチルのほか塗料溶剤（シンナー）、接着剤、インキ等に含まれています。

VOC対策アドバイス制度のフロー

派遣の申込

1 派遣のご相談

まず、大気保全課にお電話下さい。
043-223-3805(直通)
本制度の窓口は大気保全課です。

- 対象事業者
 - ・資本金の額又は出資金の額が3億円以下の会社
 - ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社
- 対象工場・事業場
 - ・県内の工場・事業場

2 VOC対策アドバイス依頼書【第1号様式】の郵送又は提出

・アドバイスを依頼する内容を具体的に記入して下さい。
・工場案内図や主要設備の工程フロー図を添付して下さい。
・自主測定結果やMSDS[※]等があれば添付して下さい。

・大気保全課から訪問日程調整の連絡があります。

3 派遣通知書の受領

派遣通知書【第2号様式】

現場調査・アドバイス

4 事業所訪問【環境研究センターが調査を行います】

VOCの使用実態把握と簡易測定を行います。複数回訪問する場合があります。

5 VOC対策アドバイス通知書の受領

VOC対策アドバイス通知書【第3号様式】

6 VOC対策の検討

アドバイスを参考に、講じる取組をお知らせ下さい。
また、VOC条例の自主的取組計画の作成・提出をお願いします。

7 VOC対策アドバイス取組報告書【第4号様式】の郵送又は提出

※ Material Safety Data Sheet. 化学物質安全性データシート

詳細はホームページを御覧ください。 <http://www.pref.chiba.lg.jp/sc/voc-advice>